御宿町地域公共交通会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、御宿町地域公共交通会議設置要綱第8条第1項の規定により、御宿町地域公共交通会議 (以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 会議は、原則として公開する。
- 2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。
- 3 会議は、計画的に開催するものとする。 (会長等の責務)
- 第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。 (関係者の出席)
- 第5条 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (会議録)
- 第6条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録(様式第1号)を調製するものとする。
 - (1) 開催した日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3)会議事項(議事の要旨)
 - (4) 会議経過
 - (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。 (会議録等の公開)
- 第7条 会議録及び会議資料は原則公開とし、閲覧に供することにより行うものとする。
- 2 前項の公開は、会議録が確定した日後に会長が別に定める方法により行うものとする。

(傍聴)

- 第8条 会議は、傍聴することができる。ただし会議を公開することにより、公正かつ 円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができ る。
- 2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議 長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

- 第10条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第2号)に住所、氏名及 び年齢を記入の上、御宿町地域公共交通会議事務局(以下「事務局」という。)に提 出し、傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催 予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引 きにより傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第11条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合 は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、 ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威 的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音等の制限)
- 第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。
- 第15条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置)
- 第16条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 (規律)
- 第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を してはならない。
- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。 (その他)
- 第18条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附則

(職員の指示)

この規程は、平成26年1月9日から施行する。

会 議 録

会	議	0)	名	称												
開	俏	4	日	時	平	戎	年	月		目	()		時 時	分 分	
開	催	Į.	場	所												
議	長		氏	名												
出	席	者	氏	名												
欠	席	者	氏	名												
事	務	局	氏	名												
£	717	1	議	題									2 会	議結	果	
詩	É															
事	1															
· 項																
.,					I											
会	議	の	経	過												
会	諱	<u> </u>	資	料												
そ	の他	1必	要事	事項												
							会	議	録	0)	石	隺	定			
			確	定	年	月	日						記	名	押	印
		म	龙成	年	Ē.	月	日			司	義長	Ž				

(会議経過)

(会議経道)	業		双号协宏 .	<u> </u>
発 言 者	議	題 •	発言内容 •	決定事項

会議の名称

開催日時

出欠席者名簿

委	員	氏	名	出欠等		委	員	氏	名	出欠等
会 長					委	川				
副会長					委	員				
委員					委	員				
委 員					委	川				
委 員					委	川				
委 員					委	川				
委 員					委	員				
委 員					委	員				

出席 名・ 欠席 名

凡例 〇出席 ×欠席

平成 年 月 日

第 回御宿町地域公共交通会議

傍 聴 人 受 付 簿

番号	住 所	氏 名	年齢

様式第3号(第11条関係)

傍 聴 証	傍 聴 証
第 号	第 号
第 回御宿町地域公共交通会議	第 回 御宿町地域公共交通会議
平成年月日	平成 年 月 日
傍 聴 証	傍 聴 証
傍 聴 証 第 号	傍 聴 証 第 号
, , , .	,- ,-